**障害者活躍推進計画**

**更別村農業委員会事務局**

（令和２年３月作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 更別村農業委員会事務局 |
| 任命権者 | 更別村農業委員会長 |
| 計画期間 | 令和２年４月１日～令和７年３月31日（５年間） |
| 障害者雇用に関する課題 | 　更別村農業委員会事務局においては、更別村からの出向による一般職常勤職員２名、一般職非常勤職員１名の小規模な機関であり、一般職非常勤職員以外の募集・採用は行っていない。 |
| **目　　標** |
| １．採用に関する目　　標 | 〇一般職常勤職員については計画期間内において直接の採用を計画していないため、更別村と連携のうえ障害者雇用の推進に努める。〇一般職非常勤職員については障害者雇用に限定した募集は行わないが、障害のある方が応募された際は採用に努める。 |
| ２．定着に関する目　　標 | 〇なし　※雇用実績がないことから目標設定はしない。 |
| **取組内容** |
| １．障害者の活躍を　　推進する体制整　　備 | 〇障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の　　基本となる職務　　の選定・創出 | 〇障害者が活躍できる職務の選定及び創出に努めるとともに、更別村とともに障害者が活躍できる職場づくりに努める。 |
| ３．障害者の活躍を　　推進するための　　環境整備・人事　　管理 | 〇一般職非常勤職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を　設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 |
| ４．その他 | 〇障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・制作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |